

「横芝光町妊活サポート事業」のお知らせ

横芝光町では、不妊治療を行っているご夫婦に治療の一部を助成し、子どもがほしい人が安心して子どもを産み育てることができるように支援します。

1. 対象者 (次の条件をすべて満たす方を対象とします。)

- ①保険給付を伴う不妊治療等を受けていること。
- ②法律上の婚姻をしている、または事実婚関係にあること。
- ③夫婦または一方が町内に1年以上住所を有し、居住していること。
(※例として、夫の住所が他市町村にあり、妻が町内に住所を有する場合、妻の治療費のみ助成します。
また治療中や治療後に横芝光町に転入した場合、転入から1年経過すれば申請が可能となります。)
- ④町税の滞納がないこと。
- ⑤同一治療期間において、他の市町村の助成を受けていないこと。

2. 対象となる不妊治療の例 (保険適用される不妊治療が対象となります。)

- ①不妊検査 (不妊治療等を伴わない不妊症を診断するための検査を除く)
- ②一般不妊治療 (タイミング法、人工授精)
- ③生殖補助医療 (体外受精、顕微授精、男性不妊の手術) 等

3. 助成金額

助成金額		上限額
保険診療による不妊治療	費用の自己負担分 (高額療養費等の他制度による給付金を除く) の2分の1 (千円未満切り捨て) ※薬局での処方も対象となります	(1年度あたり) 10万円まで ※夫婦合算し 上限額まで
文書料	保険医療機関が作成する「不妊治療等にかかる費用の助成事業受診証明書 (申請書類②)」	(1年度あたり) 1万円まで

※支給が不可となった場合に、揃えていただいた書類等の取得に自己負担金が発生していても還付する制度等はありません。ご了承ください。

4. 申請の流れ

- ①医療機関にて不妊治療を受ける
- ②横芝光町健康こども課へ相談及び申請

★事前に予約が必要です (QRコードまたは電話にてご予約ください。)

※「不妊治療等にかかる費用の助成事業受診証明書 (申請書類②)」の記載を医療機関に依頼する前に健康こども課まで一度ご相談ください。

※申請は余裕をもってお越しくください。

- ③町からの助成決定 (申請から支給可否の決定まで1か月程かかります)



妊活サポート事業相談

申請予約フォーム

5. 申請期限

医療費を支払った日の翌日から起算して、2年以内とします。

申請書類は裏面をご覧ください。

6. 申請書類

必要な書類	内容等
① 不妊治療費保険診療助成金支給申請書兼請求書（様式第2号）	申請者は町内に1年以上住所を有する夫婦または一方となります。 （※例：夫の住所が他市町村にあり、妻が町内に住所を有する場合、妻の治療費のみ助成します）
② 不妊治療費等に係る費用の助成事業受診証明書（様式第1号）	医療機関に1年度毎（4/1～3/31）に記載を依頼してください。 （※例：R6・R7年度、申請される場合は、2枚必要です。）
③ 医療機関等が発行する ・不妊治療費等に係る費用の領収書および明細書（原本） ・文書料の領収書等（原本）	②に記載された金額が確認できるものをすべて提出してください。
④ 医療保険各法に基づく被保険者又は被扶養者であることを証する書類の写し	保険証、資格確認証をコピーして提出してください。 マイナ保険証をご利用の方は、マイナポータルの画面から資格情報を印刷してお持ちください。 ※夫婦で申請される場合には、双方必要です。
⑤ 申請者本人名義の振込先口座がわかるもの写し	通帳またはキャッシュカード、ネットバンクの場合はそれに代わる書類など
⑥ 町税の滞納がないことを証明する書類	申請者の同意を得て町が所有する公簿等により確認できる場合は省略することができます。 同意しない方は納税状況証明書類を添付してください。
【限度額や高額療養費が適応されている方】 ⑦ 「限度額適用認定証」または「高額療養費の支給額証明書」の写し	※高額療養費制度を利用する場合、必ず事前に手続きを行い、高額療養費が支給された後に本申請を行ってください。
【付加給付や、任意の保険からの給付があった方のみ】 ⑧ 給付額がわかるものの写し	付加給付や、任意の保険からの給付があった方は給付額がわかるものを提出してください。 （※例：加入している健康保険からの付加給付、任意の保険の手術費に対する給付など）
【事実婚の方のみ】 ⑨ 事実婚関係にあつては、事実婚関係に関する申立書	

①②⑨はホームページよりダウンロードできます。

問い合わせ・申請先

横芝光町 健康こども課健康づくり班（健康づくりセンター「プラム」）

電話 0479-82-3400

